

保護者 様

令和3年9月22日

船橋市立法典小学校
校長

9月27日以降の学校教育活動について

秋冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。今般の新型コロナウイルス感染症における対応につきまして、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、船橋市教育委員会の方針に基づき、本校では9月27日以降の教育活動を下記のとおり実施いたします。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 日程について

9月27日（月）以降は、通常日課といたします。学校では、感染防止対策を十分に行って、学校教育活動を進めてまいります。

※ただし、前期成績処理期間のため、9月30日（木）～10月5日（火）までは、全校4校時日課（給食・掃除あり、13：30下校）となります。

2 部活動について

緊急事態宣言期間中は、原則実施いたしません。解除後の対応につきましては、今後の感染状況を考慮し、再度お知らせいたします。

3 校外学習・修学旅行等を含む学校行事について

緊急事態宣言期間中は、原則実施いたしません。解除後の対応につきましては、今後の感染状況を考慮し、再度お知らせいたします。

4 その他

- ・本人または同居する家族に発熱や風邪のような症状がある場合、感染が疑われる場合や体調が優れない場合は、登校をお控えください。
- ・登校後、体調不良の症状がある場合には、早退とさせていただきます。その際には、保護者にお迎えのご協力をお願いいたします。
- ・感染症対策のため、ご家庭の判断で登校を見合わせる場合は、学校までご連絡ください。
- ・マスクを必ず着用してください。予備のマスクのご用意もお願いいたします。
- ・現段階の予定であり、今後の感染症の状況により、変更の可能性があります。